

中央防災会議運営要領の改正について（案）

1. 概要

令和3年5月20日施行の災害対策基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、防災担当大臣が必置化されたため、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）について所要の改正を行う。

2. 具体的な改正内容

運営要領第8は、会議の終了後、審議の内容等を公表する者として、「防災担当大臣が置かれていない場合にあっては内閣官房長官」を定めている。

改正法により、防災担当大臣が必置化されるため、本規定を削除するための改正を行う。

改正後	現行
中央防災会議運営要領 昭和38年10月22日 中央防災会議決定 一部改正 昭和53年10月7日 一部改正 平成12年12月5日 一部改正 平成13年1月26日 一部改正 平成23年12月27日 一部改正 令和3年5月 日	中央防災会議運営要領 昭和38年10月22日 中央防災会議決定 一部改正 昭和53年10月7日 一部改正 平成12年12月5日 一部改正 平成13年1月26日 一部改正 平成23年12月27日
第1～第7 （略） 第8 会長又は <u>防災担当大臣</u> は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。	第1～第7 （略） 第8 会長又は <u>防災担当大臣（防災担当大臣が置かれていない場合にあっては内閣官房長官。以下同じ。）</u> は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。
第9～第11 （略）	第9～第11 （略）

(別紙)

中央防災会議運営要領の一部を改正する決定

〔令和3年5月 日
中央防災会議決定案〕

中央防災会議運営要領（昭和38年10月22日中央防災会議決定）の一部を次のように改正する。

第8中「(防災担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官。以下同じ。)」を削る。

附 則

本決定は、令和3年5月 日から施行する。